申告相談は忘れずお早めに

2月9日～3月15日　税の申告相談

町では、2月9日(木)から税の申告相談を行います。この相談は、昨年1年間(平成17年1月から12月まで)の所得を申告していただくもので、この内容が平成18年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期間が間近になりますと、混雑したり、申告に時間がかかったりしますので、お早めに申告相談してください。

申告が必要な方

町県民税の申告をしなければならない方は、次のいずれかに該当する方です。

- 平成18年1月1日現在で鏡石町内に住所があり、平成17年中に何らかの所得があった方。ただし、所得がなかった方でも国民健康保険に加入している方や、児童手当等を受給している方などは申告が必要です。
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。
- 給与所得だけの方でも、1月31日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がない方。
- 平成17年の中途で退職された方。
- 生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命・損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があった方。
- 平成17年中に土地・建物等の譲渡所得があった方。

申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- 税務署に所得税の確定申告書を提出される方。
- 給与所得や年金所得のほかに収入がなく、勤務先または支払者から町に支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、税務署へ確定申告書を提出した場合を除き、申告が必要です。
- 平成17年中に所得がなく鏡石町内居住の家族の扶養になっている方。

申告相談に必要なもの

- 印鑑
- 平成17年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票、領収書など
- 給与や年金所得のある方は平成17年分の源泉徴収票
- 平成17年中に支払った国民健康保険税、国民年金・基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの領収書
- 生命保険料、個人年金保険料、損害保険料などの支払証明書
- 身体障害者・戦傷病者の方は障害者が確認できる手帳または証明書
- 医療費控除を受けようとするときは平成17年中に支払った医療費の領収書(医療費の合計金額から補てんされた金額は除く)
- 営業、事業、農業所得者は収支のわかる内訳書など
- 平成17年中に農業用機械などを購入した場合は、その領収書など
- 所得税の還付や納税の際に口座振替をご利用される方は、銀行名や口座番号のわかるもの(通帳など)と銀行印をご持参ください。

◆問い合わせ先

- 須賀川税務署　☎75―2194
- 町税務町民課　☎62―2114
- 申告会場(申告期間中)　☎62―5923

申告相談の日程

●会　　場　町勤労青少年ホーム
●受付時間　午前９時～午後４時

月　日		行　政　区	月　日		行　政　区
2月9日	木	1区・2区・3区・4区	2月27日	月	高久田
2月10日	金	1区・2区・3区・4区	2月28日	火	高久田
2月13日	月	1区・2区・3区・4区	3月1日	水	鏡　田
2月14日	火	1区・2区・3区・4区	3月2日	木	鏡　田
2月15日	水	1区・2区・3区・4区	3月3日	金	鏡　田
2月16日	木	1区・2区・3区・4区	3月6日	月	仁井田・さかい
2月17日	金	久来石	3月7日	火	仁井田・さかい
2月20日	月	久来石	3月8日	水	成　田
2月21日	火	笠　石	3月9日	木	成　田
2月22日	水	笠　石	3月10日	金	成　田
2月23日	木	笠　石	3月13日	月	豊郷・旭町
2月24日	金	笠　石	3月14日	火	豊郷・旭町

年金受給者の申告相談

町では、公的(共済、厚生、国民)年金受給だけの方を対象とした申告相談を次のとおり行います。

◆日　時　2月8日(水)
午前9時～午後4時

◆場　所　勤労青少年ホーム

◆持参するもの

- 公的年金の源泉徴収票
- 各種所得控除に必要な証明書や領収書など
- 銀行印と銀行名や口座番号がわかるもの

国民年金保険料は全額社会保険料の控除になります

確定申告の時期になりました。平成17年１月から12月までの間に納められた、国民年金の保険料は「社会保険料控除」として、全額が所得から控除されます。

申告できるのは、平成17年分の保険料だけでなく、過去の期間で未納となっていた分や、免除や学生納付特例を受けていた分を納めた場合(追納)も含めて、平成17年の内に納めた全部の保険料額です。

なお、今年から控除を受ける際には、申告書に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書を添付することが必要になりました。

◆問い合わせ先
町税務町民課　☎62−2112

須賀川税務署からのお知らせ

☎75－2194

須賀川税務署では、平成17年分所得税申告書の作成相談を2月1日(水)から3月15日(水)まで、昨年同様須賀川市産業会館(牡丹園向かい)で行いますので、混まないうち早めに申告を済ませてください。

平成17年分所得税・消費税の確定申告について、自宅のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」に接続し、画面案内に従い金額等を入力することにより、確定申告書や決算書等が簡単に作成でき、レーザープリンターで出力後、関係書類を添付し郵送等で提出することができます。

＊国税庁ホームページアドレス　http://www.nta.go.jp/

税理士による無料相談所の開設

東北税理士会須賀川支部では、「税理士記念日」にちなみ次の日程で税金無料相談所を開設しますのでお気軽にご利用ください。

◆日　時　2月23日(木)

- 午前10時～12時
- 午後1時～3時

◆場　所　須賀川市コミュニティプラザ(須賀川駅建物内)

所得税の還付申告

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合
- 年の中途で退職し、再就職してない場合などです。

土地や建物を売ったとき

平成17年中に土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要件がありますので注意が必要です。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うことになります。